

横浜市立大学データサイエンス教育センター設置規程

制 定 平成 31 年 1 月 1 日 規程第 3 号

(設置)

第1条 横浜市立大学データサイエンス学部において、学部専門教育、共通教養教育及び本学他学部におけるデータサイエンス教育の普及及び質の向上並びにデータサイエンス学部教育のグローバル化推進を目的として、横浜市立大学に横浜市立大学データサイエンス教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の検討、協議、策定及び実施を行うこととする。

- (1) データサイエンス学部及び全学におけるデータサイエンス教育のあり方に関すること
- (2) データサイエンス学部及び全学におけるデータサイエンス教育の内容、方法及び実施に関すること
- (3) データサイエンス学部及び全学におけるデータサイエンス教育の評価・改善に関すること
- (4) データサイエンス学部学生の学修環境及びその改善に関すること
- (5) データサイエンス学部のグローバル化推進に関すること
- (6) その他データサイエンス学部及び全学におけるデータサイエンス教育に関すること

(組織)

第3条 センターに、データサイエンス教育センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、学長が任命する。
- 3 センターに、担当長を置くことができる。
- 4 担当長は、センター長が指名する。

(職務)

第4条 センター長は、センターの運営全般を掌理し、担当長を統括する。

- 2 センター長に事故があるとき、又はセンター長が必要と認めるときは、センター長があらかじめ指名する担当長がその職務を代行する。
- 3 センター長は第6条に定めるセンター会議を、別に定めるところにより主宰・運営する。

(構成員)

第5条 センターは、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) センター長、担当長
- (2) データサイエンス学部の専任教員
- (3) その他センター長が必要と認めたもの

(データサイエンス教育センター会議)

第6条 センターの運営のため、センターにデータサイエンス教育センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議の議長は、センター長が務める。
- 3 センター会議は、必要なつど議長が召集する。
- 4 その他センター会議に関する事項は、別に定める。

（事務）

第7条 センターに関する事務は、学務・教務部教育推進課で行う。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年規程第3号）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。